

新潟西商工会だより

新潟市西区内野町 537 番地 TEL262-2316 / FAX262-2305

URL <http://www.niigatanishi.com>

H31. 2月号



確定申告の時期がまいりました

●個人の所得税の確定申告期限

3月15日（金）までに申告



●個人事業者の消費税の確定申告期限

4月 1日（月）までに申告

余裕を持って申告の準備を行い、期限内に申告しましょう。

商工会では決算・確定申告の個別指導を行っておりますのでお気軽にご相談下さい。（指導内容により指導料をお願いしております。）

軽減税率対策補助金（レジ補助金）の拡充について

複数税率に対応するレジの導入、受発注システムの改修等に利用できるレジ補助金の制度が拡充されました。

補助対象の拡大

①従来は、補助対象外としていた事業者間取引における請求書等の作成に係る対応について、これに対応するシステムの開発・改修、パッケージ製品・事務機器等の導入に係る費用が補助対象とされます。

②また、これまでレジの設置と同時に行われる商品情報（商品マスタ）の登録に係る費用を補助対象としてきましたが、レジ設置時とは別に行う場合も補助対象となります。

③さらに、複数税率に対応する「券売機」も、補助対象とします。

補助率の引上げ

レジの設置・改修、受発注システムの改修等に要する経費の「3分の2以内」であった補助率を、原則「4分の3以内」に引き上げます。併せて、3万円未満のレジを1台のみ導入する場合の補助率を「4分の3以内」から「5分の4以内」に引き上げます。

消費税の軽減税率制度開始とレジ補助金期限まで残り1年を切りましたので、複数税率対応へのご準備をお願いします。

平成 30 年分所得税から適用される主な改正

●配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

①配偶者控除～控除対象配偶者（所得金額が38万円以下）がいる場合～

配偶者控除の金額が、配偶者の合計所得金額のほか、申告する方の合計所得金額に応じて適用されることとなりました。なお、申告する方の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができません。

納税者本人の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円
1,000万円超	—	—

②配偶者特別控除～控除対象配偶者とならない一定の配偶者がいる場合～

配偶者特別控除の控除額が次の表のとおり改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が103万円超201万6千円未満）とされました（改正前：38万円超76万円未満（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が103万円超141万円未満））。

	納税者本人の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	
配偶者の合計所得金額	38万超85万以下	38万円	26万円	13万円
	85 " 90 "	36万円	24万円	12万円
	90 " 95 "	31万円	21万円	11万円
	95 " 100 "	26万円	18万円	9万円
	100 " 105 "	21万円	14万円	7万円
	105 " 110 "	16万円	11万円	6万円
	110 " 115 "	11万円	8万円	4万円
	115 " 120 "	6万円	4万円	2万円
120 " 123 "	3万円	2万円	1万円	

「働き方」が変わります！！2019年4月1日 から、働き方改革関連法が順次施工されます

■ 労働時間法制の見直し

働き過ぎを防ぐことで、働く方々の健康を守り多様な「ワーク・ライフ・バランス」を実現できるようにします。

- ① 残業時間の上限規制導入されます。
(中小企業は2020年4月1日から施行)
- ② 「勤務間インターバル」制度の導入を促します。
- ③ 1人1年あたり5日間の年次有給休暇の取得を、企業に義務付けます。使用者は、10日以上有給休暇が付与されているすべての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります
- ④ 月60時間を超える残業は、割増賃金率を引き上げます(25%→50%)
▶中小企業で働く人にも適用(大企業はH22年度～)
- ⑤ 労働時間の状況を客観的に把握するよう、企業に義務づけます。
▶働く人の健康管理を徹底
▶管理職、裁量労働制適用者も対象
- ⑥ 「フレックスタイム制」により働きやすくするため、制度を拡充します。
▶労働時間の調整が可能な期間を延長(1ヶ月→3ヶ月)
▶子育て・介護しながらでも、より働きやすく
- ⑦ 専門的な職業の方の自律的で創造的な働き方である「高度プロフェッショナル制度」を新設し、選択できるようにします。
▶前提として、働く人の健康を守る措置を義務化
▶対象を限定(一定の年収以上で特定の高度専門職のみが対象)

■ 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

同一企業内における正規雇用と非正規雇用の間にある不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても「納得」できるようにします。

- ① 不合理な待遇差をなくすための規定の整備
同一企業内において、正規・非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。ガイドラインを策定し、どのような待遇差が不合理に当たるかを明確に示します。
- ② 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化
非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」など、自身の待遇について説明を求められるようになります。事業主は求めが合った場合は、説明をしなければなりません。

改正法の詳細は厚生労働省ホームページ「働き方改革の実現に向けて」にてご確認ください。

従業員さんの退職金制度のご案内

中小企業退職金制度(中退共)

中退共は国がつくった従業員の退職金制度です。事業主が毎月掛金を金融機関に納付し、従業員が退職したときは、その従業員に中退共から退職金が直接支払われます。中退共制度の掛金は、法人の場合は損金として、個人の場合は必要経費に算入できます。

▶「中退共」なら、

- ① 国の掛金助成を受けられます。
- ② 掛金は全額非課税。
- ③ 社外積立だから、管理がカンタン！
- ④ パートさんの加入もOK

特定退職金共済制度(特退共)

特退共は新潟県商工会連合会が運営する退職金制度です。掛金は全額損金(個人)または必要経費(法人)となります。月払掛金は1口1,000円で、中退共との重複加入も可能です。

どちらの制度も商工会でご加入手続きができます。お気軽にご相談ください。

新潟県 新潟労働相談所よりお知らせ

休日労働相談会の開催

職場のトラブルを相談したい方、平日は忙しく相談できない方、労働者、事業主の方もご利用いただけます。

【日時】 平成31年2月17日(日)

午後1時～午後4時30分

※電話相談にもお応えします

午後1時～午後5時15分

【会場】 新潟地域振興局(新津庁舎)

新潟市秋葉区新津4524-1

新潟労働相談所(新潟地域振興局内)

当日は、社会保険労務士から専門的なアドバイスが受けられます。

面談相談は予約優先となります。ご希望の方は事前に予約をお願いします。

面談予約・労働相談 ☎ 0250-23-6110

新潟労働相談所では平日も毎日、労働に関する様々な相談に応じております。